

納期限一覧表

◎税および保険料は、普通徴収の納期限日です。
◎この表に納付金額を記入し、納付計画や口座振替残高の確認などにご活用ください。

2日(月)	10月31日(火)	11月30日(木)	12月25日(月)	平成30年 1月31日(水)	平成30年 2月28日(水)	平成30年 4月2日(月)
			第3期 円		第4期 円	
3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円	
	第3期 円			第4期 円		
	第4期 円		第5期 円		第6期 円	
3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円	
月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
		第3期 円			第4期 円	
使用分 円	8月使用分 円	9月使用分 円	10月使用分 円	11月使用分 円	12月使用分 円	1月使用分 円

◎便利で確実な口座振替のご利用を！

一度お申込みいただければ、ご指定の口座から毎回自動的に引き落とします。「口座振替依頼書」を金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局窓口に直接提出してください。

※4月から、市役所郵送専用（ダウンロード専用）の口座振替依頼書をダウンロードして申請することができます。詳しくは、市役所ホームページ→暮らし・手続き→市税の納付→口座振替による場合をご覧ください。（注：一部使用料は除く）

◎納付は納期限を守りましょう

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、督促状が發送され、それでも納付の確認ができない場合は、差押などの処分になることがあります。やむを得ず納期限までに納付ができない事情がある場合は、必ず担当課までご相談ください。

◎4月から、中央労働金庫の窓口でも納付や口座振替ができるようになりました。